

「愛媛県知的財産戦略（案）」に寄せられた意見と県の考え方

「愛媛県知的財産戦略（案）」について、令和5年4月28日（金曜日）から令和5年5月26日（金曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、1人の方から3件の意見をいただきました。案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
第3章 愛媛県における知的財産の活用に向けた基本的な考え方		
2 取組方針		
(3) 創造・活用を支える知的財産の保護		
1	<p>(P.29 ・海外における積極的な権利化)</p> <p>●シャインマスカットに係る記載の後に、種苗法の改正について追記してはどうか。</p> <p>【提案】</p> <p>「その対策として今は、登録品種について、育成者権者が利用条件（国内利用限定、国内栽培地域限定）を出願時に付した場合は、それに反した行為を制限できます。」を追加</p>	<p>【修正する】</p> <p>●種苗法の改正は、登録品種の種苗の海外流出防止を図るものです。</p> <p>P29「海外における積極的な権利化」については、知的財産の海外流出後の対抗措置として、海外における積極的な権利化を検討すべき、という趣旨から記載しておりますので、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、御提言を踏まえ、P31「県登録品種種苗の適正な利用」において、種苗法の改正について触れることとし、次の内容を文中に追記いたします。</p> <p>（以下、追記内容）</p> <p><u>種苗法の改正に伴い、登録品種について、輸出先国や国内の栽培地域を指定することが可能とされています。なお、県登録品種の海外への種苗の持ち出しは、従来から禁止しています。</u></p>
2	<p>(P.30 ・他者の知的財産を侵害しないための事前調査等の実施)</p> <p>●施行後の啓発を促すために、2023年5月17日に成立した改正著作権法の内容について、追記してはどうか。</p> <p>【提案】</p> <p>「今後、権利者の意向がわからない著作物について二次利用したい場合、文化庁長官から指定を受けた民間機関に補償金を納めることで、許諾がな</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>●著作権法の改正による、著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等については、公布日から3年を越えない範囲内で政令で定める日を施行期日としており、まだ、詳細な制度内容等が明らかにされていないことから、今回の改定においては、記載を見送ることといたします。</p>

	くても一時的な利用が認められるようになります。」を追加	
3	<p>(P.31 ・ 県登録品種種苗の適正な利用)</p> <p>●自家増殖（登録品種に限り、農家による増殖） としてはどうか。※下線部修正</p> <p><理由> 原案における自家増殖の説明が不明瞭。</p>	<p>【修正する】</p> <p>●当該記載は、自家増殖の定義についての説明ではなく、県登録品種の自家増殖の許諾手続等について、補足する趣旨で記載しておりましたが、説明が不明瞭であるとの御提言を踏まえ、自家増殖のカッコ書きは削除したうえで、次の内容を P31「県登録品種種苗の適正な利用」の文中に追記いたします。</p> <p>（以下、追記内容）</p> <p><u>なお、県登録品種のうち一部の品種については、県が定める遵守事項に同意することを条件に、許諾手続き不要で自家増殖を可能としています。</u></p>